

国際競争力の強化・観光立国(1)

東アジア地域の経済一体化や域内物流の準国内化を踏まえ、今後とも我が国が国際競争力を維持・向上していくためには、周辺国と連携して物流のシームレス化を進めることが急務。

我が国経済の成長を牽引する都市の活力を高めるため、関係者のコンセンサスづくりと必要な施設整備を総合的に支援し、都市内物流を効率化・円滑化。

東アジアシームレス物流圏の構築

拠点港湾の機能強化

- ・コンテナターミナルゲートの高規格化のための施設整備、出入管理の情報システム整備等の推進により、スーパー中枢港湾の利用コストの約3割低減、リードタイムの短縮(3~4日1日程度)を実現。 **別1**
- ・スーパー中枢港湾経由で大型船により内航フィーダー航路から東アジア航路を一貫運航する社会実験を実施。 **別1**
- ・国際ユニットロードターミナルの整備、港湾ロジスティクス・ハブの形成促進、港湾の情報化の推進により、アジアのゲートウェイとなる港湾の機能を向上。
- ・北九州・福岡間の鉄道貨物輸送力増強工事の支援により、九州地区の港湾を利用した関東圏・関西圏から東アジアへのSea & Railサービスを促進。

日中韓連携の強化

- ・「物流に関する日中韓交通大臣会合」(平成18年9月(予定))等を通じて日中韓の連携を強化し、港湾での積換え時間の半減を目指し、日中韓航路に使用されるシャーンシについて、シングルナンバーによる相互乗り入れを推進。 **別2**
- ・埠頭運営事業者からシャーンシ保有者への駐車場用地の貸付けを可能とし、シャーンシに係る車庫証明の取得容易化。

大都市圏拠点空港の物流機能強化

別3

- ・羽田再拡張事業の推進により深夜早朝の国際貨物便の就航を実現するとともに、成田国際空港における物流インフラの拡充により、首都圏における航空物流機能を抜本的に強化。
- ・関西国際空港において、来年8月の二本目の滑走路の供用に向け、物流施設の拡充等を図り、特に東アジア圏方面への定期貨物便ネットワークの充実を促進。

国際水準の物流ネットワークの構築

別4

- ・国際標準コンテナ車が支障なく通行可能な幹線道路ネットワークを構築するため、三大都市圏環状道路など高規格幹線道路・地域高規格道路の整備を推進するとともに、通行支障区間(約560km)を早期に解消(スーパー中枢港湾に係る区間は、平成22年度までに解消)。
- ・高規格幹線道路等のIC等から拠点的な空港・港湾への10分アクセス率(平成17年度:66%)を欧米並みの水準(約9割)とするため、アクセス道路等の整備を重点的・効果的に推進。

物流ソフト施策の展開

- ・官民挙げた「国際物流競争力パートナーシップ」を構築し、年内に行動計画を策定することで、アジア域内における電子タグ等の利用促進、輸出入手続等の標準化・電子化、広域物流網の整備等を我が国がリードして推進。
- ・関係省庁との連携を強化し、CIQ関連手続きも含め、輸出入及び港湾・空港手続きの窓口を一本化する「次世代シングルウィンドウシステム」を平成20年10月に実現すべく、取組を推進。
- ・「国際交通セキュリティ大臣会合」(平成18年1月)の結果を受け、コンテナ海上輸送セキュリティの国際基準化を推進しつつ、国内物流事業者向けガイドラインの普及定着等を促進。
- ・複合一貫輸送に係る制度の見直しにより、Sea & Rail, Sea & Airサービス等高度化・多様化する荷主ニーズに対応する先進的なビジネスモデルによる事業展開を促進。
- ・中小物流事業者の3PL事業(荷主から物流を一貫して請け負う高品質のサービスを行う事業)への進出支援を通じ、物流効率化を図るため、業務契約内容の明確化や環境配慮の促進に向けたガイドラインを策定・普及。
- ・内航海運の船舶管理会社を活用したグループ化を推進し、効率的・安定的で持続可能な内航物流サービスの提供を確保。
- ・外航海運について、国際競争条件の均衡化を進めることにより、当面、日本籍船の倍増を目指して国際競争力を向上させ、資源エネルギー等の長期安定輸送の確保等を実現。 **別5**

都市内物流の効率化

別6

- ・関係局の連携により、共同配送の導入、共同荷捌場の整備等を通じ、戦略的に都市内の物流を円滑化するための支援施策のメニューを体系的にまとめた「都市内物流対策トータルプラン」(仮称)を策定して各地域の関係者に提示し、「協議会」の設立等を通じた地域ぐるみの取組を集中的に支援。
- ・共同配送等の先進的事業を「グリーン物流パートナーシップモデル事業・普及事業」として支援するとともに、新たな補助制度により新規事業の立ち上げを支援。
- ・物流事業者、商店街等が行う貨物車専用駐車場の整備等を支援し、荷さばき駐車対策を促進。
- ・都市内物流のグリーン化や効率化に積極的に取り組む事業者に対する大臣表彰制度や「グリーン物流マイスター制度(仮称)」の創設により、ノウハウを普及。

国際競争力の強化・観光立国(2)

「観光立国」の実現に向け、2010年に外国人旅行者を1000万人受け入れるとの目標の確実な達成が必要。そのため、「住んでよし、訪れてよし」の国際競争力ある観光地づくりやビジット・ジャパン・キャンペーンの強化・高度化、経済波及効果・雇用効果の大きい観光産業の育成等の施策を総合的に展開。

「美しい日本」の創成に向けた観光地づくり 別7

国際競争力ある観光地づくりの支援

- ・観光統計の整備・データの公表により、地域の観光地づくりに向けた取組の基礎的評価システムを整備。
- ・観光ルネサンス事業を活用し、地域に根付く産業・文化・歴史・暮らしを活かして地域ぐるみで行われる観光サービスの起業等新事業の創出や外客満足度向上のための取組を支援。
- ・ユニバーサルデザインの考え方に基づく観光を、旅行業者、観光地づくりの両面から地域の観光魅力を活かして柔軟に促進するため、関係者の取組に係る指針を策定。
- ・ポップカルチャーや国立劇場等のライブエンターテインメントのほか、産業遺産等、地域に根付く有形・無形の観光資源の保存・活用、対外的な情報発信の仕組みを構築。
- ・景観法に基づく区域等における建築物等の修景や景観形成等に係る活動等に対し総合的に支援を実施し、同法の活用促進を通じた良好な景観の形成を推進。
- ・観光地へのアクセス道路の整備を進めるとともに、日本風景街道(シーニック・バイウェイ・ジャパン)の制度を確立し、各ルートにおけるNPO等が行う活動への支援等により、良好な景観の形成を推進。
- ・主要都市における「まちの顔」となる道路など日本の観光エリアの景観を向上するため、平成19年度までに市街地の幹線道路の無電柱化率を15%に向上。(平成17年度末11%)
- ・関西国際空港の二本目の滑走路の供用及び仙台空港鉄道の供用を開始するとともに、羽田空港再拡張事業、成田国際空港平行滑走路の2,500m化事業及び成田空港アクセス鉄道の整備を推進することにより、海外から国内観光地へのアクセスを向上。
- ・離島やみなとの観光振興と、フェリー、離島航路による船旅の魅力向上等、地域の観光関係者と公共交通が一体となって進める観光振興の取組を、モデル調査事業等関連支援制度による情報発信の強化等により支援。

観光地づくりを担う人材の育成

- ・「観光地域プロデューサー事業」の創設により、旅行業界OBや地域づくりの経験者等の人材を活用しつつ、観光地づくりを担う人材を育成・登録し、地域に派遣する仕組みを整備。
- ・海外の観光・経営専門大学・大学院等との連携を通じた革新的な経営ノウハウの普及により、マネジメントの高度化に向けた人材の育成を支援するとともに、ホテル業、旅館業、旅行業等の観光事業のサービス向上を図るため、「観光事業従事者技能評価プログラム」の整備を促進。

外国人観光客の訪日促進

ビジット・ジャパン・キャンペーンの強化・高度化 別8

- ・「日中韓観光大臣会合」(平成18年7月)で合意された「北海道宣言」の「日中韓観光ビッグバン(日中韓域内外観光交流拡大計画)」に基づき、三国間の観光交流を2010年までに1,700万人以上(500万人以上の増加)にすること等を目指して三国共同の観光交流拡大策を展開するなど、重点市場を中心に双方向の国際観光交流を強化。
- ・国際会議、国際イベント等(MICE)を活用した観光交流の拡大に取り組み、国際会議等の実施決定権者の招請、海外のコンベンション見本市への出展、「世界陸上競技選手権大阪大会」等と絡めた新たな旅行商品の造成支援等を実施。

外国人観光客の受入環境の整備

- ・「外国人から見た観光まちづくり懇談会」の指摘等を踏まえ、外国人の視点から案内標識や外国人観光客の受け入れ上の問題点を改善するとともに、外国人による「ひとり歩き点検隊」の取組を拡大。
- ・国際観光振興機構の支援により、地域限定通訳案内士試験の導入を促進し、地方における通訳ガイドの不足を解消。
- ・バス事業者による外国語表記等の取組に対する支援を実施。

潤いのある新たな暮らしの広がり ツーリズムの活性化 別9

- ・旅行ニーズの多様化・高度化を踏まえ、長期滞在型観光、文化・産業観光等の地域独自の魅力を活かした多品種・小ロット・高付加価値型の「ニューツーリズム」旅行商品の流通市場を整備。
- ・公募型実証実験の実施により、「ニューツーリズム」の創出を支援し、新たな地域経済の担い手としての観光事業を振興するとともに、豊かさの実感できる国民生活を実現。
- ・外国人観光客のニーズの高まりや個人旅行の増大等、国民の国内旅行ニーズの変化に対応して、新たなサービスの提供等、地域の宿泊産業が行う経営革新のための取組を支援。
- ・休暇の取得・分散化の促進に向けた経済界・労働界・教育界等との連携強化により、先進企業等における旅行振興の機運を醸成。

地域の自立と競争力強化（1）

都市の活力を最大限まで高めつつ、頑張る地域の潜在力を引き出すための基盤形成を戦略的に展開。

頑張る地域を支援するインフラ整備

交流拠点インフラ

別10

- ・「道の駅」をはじめとする社会資本を活用した地域の交流拠点づくりの施策を拡大し、みなとを核とした「みなとオアシス」認定制度の全国展開や、空港核都市（エアポータウン）（仮称）づくりを推進。

成長基盤インフラ

- ・事故・災害や渋滞に対する高速定時サービスの信頼性を高め、地方の人口集積地を規格の高い道路のネットワークに接続することを目的として、高規格幹線道路及び地域高規格道路等の規格の高い道路のネットワークを重点的かつ効率的に整備。別11
- ・交差点など渋滞が頻繁に発生する主要渋滞ポイントについて、地方都市の環状道路整備・バイパス、交差点改良を推進。
- ・平成16年12月の政府・与党申合せに基づき、整備新幹線の着実な整備を推進。
- ・JR貨物の主要幹線区間の輸送力増強、経営基盤の確立及び新規投資のための支援を充実させ、貨物鉄道輸送サービスを向上。
- ・生産拠点の国内回帰等の動きに対応した産業立地への支援、物流施設の効率的配置による臨海部の再生を推進。
- ・港湾における国内農産物の海上輸送の拠点となる保管施設の整備を支援し、消費地への大型船による効率的な輸送を促進。
- ・羽田空港再拡張事業や新技術を活用した次期管制システムの導入による空港・空域容量の拡大、就航率向上のための施設整備等を推進し、地方路線の拡充を促進。

生活基盤インフラ

- ・地域住民の参画の下で、人口集中地区や水道水源等の区域に重点化して行う下水道事業や住民との連携により計画の策定や整備・管理を行う都市公園事業を重点的に支援。
- ・UJターン者用住宅の整備や空屋活用等により地方定住促進に取り組む地方公共団体を地域住宅交付金で支援。

都市の成長基盤の整備

都市再生のための民間都市開発等、都市空間の創造

- ・都市再生特別措置法に基づく優良な民間都市開発を推進するための助成制度の拡充、都市再生機構の活用等を行うことにより、良好な都市空間の創造、都市の競争力・成長力の強化、地域経済の成長につながる施策を強力に推進。別12
- ・投資不動産に関する鑑定評価（収益の算出手法等）の統一等を図り、安心して投資できる環境を整備。
- ・実物不動産の一任投資（投資運用を専門家に一任すること）を可能とする制度を構築。

密集市街地対策の強化

別13

- 1) 道路等の基盤整備の推進
 - ・買取型の防災街区整備事業を創設し、基盤整備と沿道建築物の建替えとを一体的かつ強力に推進。
 - ・密集市街地の解消に資する各種事業を一体的・効果的に推進するため、総合的な事業計画の作成・コーディネートを支援するとともに事業の採択要件を緩和。
- 2) 建築に係る規制の緩和等
 - ・密集市街地における受け皿住宅の整備に資する容積率の移転を可能とすること等により、連鎖的な建替えの円滑化を支援。
 - ・住民等のまちづくりの主体の発意に基づく規制緩和型地区計画の活用等を支援することにより、市街地の整備改善が必要な地域等における建替えを促進。

都市の成長基盤を支えるインフラ整備

- ・三大都市圏における規格の高い環状道路の整備を推進。
- ・首都圏における広域的な都市鉄道ネットワークの形成を図り、都市鉄道の利便性を向上させるため、神奈川県東部方面における既存鉄道間の連絡線の整備に着手。別14
- ・都市の中心部において土地境界を明らかにすることにより高度な土地利用が見込まれる地域を対象に、地籍明確化のための基礎的情報の整備を推進。

地域の自立と競争力強化（２）

少子高齢化等の社会構造の変化に伴い、過疎の進行、地域コミュニティの衰退、中心部にぎわいの喪失、地域交通体系の非効率化といった課題が地域の活力向上の大きな制約要因に。

地域住民や公共交通事業者等の新たな主体の参加を促しつつ、地域の活力向上に資する地域主導の取組を、関連施策を総動員して積極的に支援。

地域づくりの支援強化

地域住民との協働による地域づくり・まちづくり

- ・ニュータウン等の地域における居住環境の維持・向上を図るため、地域住民が主体的に地域を維持・管理するための仕組みを構築。 **別15**
- ・沿道住民など様々な主体が参画して、道路の性格の決定や計画の作成を行うとともに、沿道と一体となった道路空間の整備・管理を行う制度を創設（道路ルネッサンスの推進）。 **別16**
- ・U・Iターン希望者等に対する不動産証券化に係る人材の育成・登録を実施し、地域の不動産市場の活性化に必要な不動産証券化の担い手の地方への橋渡し等を支援。
- ・「観光地域プロデューサー事業」の創設（再掲）。
- ・団塊世代を中心にU・Iターンや二地域居住の促進を図るため、地域協議会による地域の人材受け入れ体制の整備支援、都市住民に対する情報提供の拡充等の推進を支援。

地域のにぎわいの創出等 **別17**

- ・まちづくり交付金を活用し、地場産品の開発・研究や需要拡大に向けた情報発信等のための施設整備を支援。
- ・住民参加型まちづくりファンドによる支援の充実等を行い、住民やNPO等が主体となったまちづくりを促進。

地域づくりを支える建設業 **別18**

- ・経営事項審査、総合評価等を活用し、災害協力等の地域貢献活動を行う建設業者を評価し活動を促進。
- ・新分野進出等経営革新のための資金調達の円滑化や、売掛債権の流動化の促進等、下請業者を含む中小・中堅建設業者の経営基盤の強化を促進。

地域の活力を高める交通施策の展開

都市・地域における総合交通戦略の推進

- ・地方公共団体や公共交通事業者等、関係者が一丸となってハード・ソフト両面から「都市・地域総合交通戦略」（仮称）を策定することを支援するとともに、同戦略に基づき行われるLRT（Light Rail Transit）、BRT（Bus Rapid Transit）等の公共交通導入促進・利用促進、交通結節点の改善、駐車場整備、自転車・歩行者環境整備、モビリティマネジメント活動等の取組を総合的に支援。 **別19**
- ・全国の公共交通体系に係る基礎調査を行った上で、「地域公共交通活性化・再生ガイドンス」を策定し、地域の関係者に提示。
- ・公設民営の考え方による公共交通に関する事業への支援の拡充を行うほか、都市内交通の円滑化に資する交通結節点の改善、LRTの走行空間整備、都市モノレールなどの整備、多様なバスの走行空間の改善に対する支援を実施。
- ・連節バス、PTPS（Public Transportation Priority Systems）等を組み合わせた日本型BRTシステムの導入に対する支援を充実させ、バスの高速性・定時性を確保。 **別20**
- ・幹線を運行する路線バスや都市間バスと、地域内を運行するコミュニティバスやデマンド交通との乗継施設を市街地中心部に整備するための支援制度を設け、バス交通の利便性を向上。 **別20**
- ・コミュニティバス、プティバスについて、地域の関係者の合意形成を促しつつ、運行開始に当たっての初期費用に対する補助制度の拡充等により、普及を促進。 **別20**
- ・DMV（デュアルモードビークル）について、来年度初からの試験的営業運行を目指し、営業運行に当たっての技術的課題を抽出した上で、その解決方策をガイドラインとして提示。 **別20**

地域の鉄道ネットワークの確保

- ・JR北海道、JR四国、JR九州各社について、経営基盤の確立及び新規投資のための支援を充実させ、地域における公共交通サービスを確保。
- ・地方鉄道について、地域と鉄道事業者が共同で策定した活性化に向けた再生計画に基づく地方鉄道活性化事業への支援を強化。

安全・安心基盤の確立（1）

構造計算書偽装問題や公共交通機関の事故の続発等により大きく揺らいだ、国土交通分野の安全・安心に対する国民の信頼を早期に回復する必要。

消費者・利用者から信頼される安全システムの構築

住宅・建築物の生産・供給システムにおける信頼確保

- 1) 設計・施工に携わる事業者の信頼回復
 - ・構造・設備の専門建築士による設計又は法適合性証明の義務付け、講習義務付け等による建築士のレベルアップ、受託業務の丸投げの禁止等による元請・下請関係の適正化等、**建築士制度を見直す**とともに、建築物に係る監督・審査体制を強化。 **別21**
 - ・不良不適格業者の排除の徹底、一括下請の見直し等による施工者の責任の明確化、技術者の質の確保・向上等により、建設生産システムの信頼性を確保。
- 2) 住宅の売主等による瑕疵担保責任履行の実効の確保 **別21**
 - ・新築住宅の売主等に対し、保険や供託等による**瑕疵担保責任に係る資力の確保を義務付け**。
- 3) エレベーターの安全対策の強化 **別22**
 - ・東京都港区における死亡事故等を受け、**エレベーターの技術基準の見直しや定期検査の強化**等の対策を推進。
 - ・新設エレベーターへの**P波感知型地震時管制運転装置**（初期微動の段階で管制運転を開始するための装置）の**設置を義務付け**るとともに、既存のエレベーターへの当該装置の設置を推進。
 - ・地震により運転休止する揺れの大きさを引き上げるとともに、**閉じ込めからの早期救出等のための安全装置の標準化**等を推進。

消費者に対するわかりやすい情報提供

- ・建設業者・宅地建物取引業者・マンション管理業者・建築士事務所や建築物等の情報を**過去の処分歴や事故等のネガティブ情報も含めてインターネット等で公開**するためのシステムを構築し、安全確保を市場を通じて規律。さらに、このような措置の他分野における実施について横断的に検討。 **別23**
- ・宅地建物取引業者の重要事項説明の合理化、不動産取引情報（レインズ成約情報）のインターネットでの提供等により、不動産取引における消費者への情報提供を的実化。

テロ・セキュリティ対策

- ・「国際交通セキュリティ大臣会合」の結果を受けて、交通分野における**ベストプラクティスを国際的に普及又は基準化**することや途上国に対し交通セキュリティ能力向上のための支援を行うことで、国際的なセキュリティ水準の向上を実現。 **別24**
- ・テロ対策に資する**新技術の実証実験**、検査機器の研究開発、施設への監査の強化等により、鉄道、港湾、空港施設の保安対策を高度化。
- ・フェンス、センサー、監視カメラ等の設置拡充により、**港湾、空港施設への不法侵入対策**を徹底。
- ・サイバーテロ等による鉄道、港湾、空港等のサービス提供に対する侵害に備え、具体的な脅威を想定した**演習を実施**。

公共交通等の安全対策

- ・陸・海・空の運輸事業者の経営管理部門を対象として、**本年10月から専門組織等による「運輸安全マネジメント評価」を開始**し、各社の安全管理体制に対する国のチェックを抜本的に強化するとともに、各事業者内における安全マネジメントリーダーとなるべき人材の研修を開始。 **別25**
- ・地方鉄道事業者に対し、技術基準の改正に伴う安全対策設備の整備、**防風・防除雪対策**として行う風速計や除雪用車両等の**新增設等**への支援を実施。
- ・航空運送事業者の安全管理部門・現業部門に対する監査頻度・項目の大幅強化等により、安全対策を推進。
- ・踏切事故や渋滞の原因である「開かずの踏切」等の**踏切交通実態総点検の結果公表**や、**関係者間の協議の迅速化**等により、速効対策・抜本対策の両輪による踏切対策を促進。

自動車交通の安全・安心対策の強化

- ・ITSの取組として、事故削減効果が大きく、社会的ニーズが高い**大型車への衝突被害軽減ブレーキ**について、支援制度の創設により**早期普及**を促進。 **別26**
- ・人・道路・車両が一体となった高度なITSの実現により交通事故を削減すべく、大規模な実証実験の実施を通じて、**無線通信を利用したインフラ協調による安全運転支援システムの実用化**を推進。 **別26**
- ・自動車の検査データを電子的に取得し活用する等により自動車検査の高度化を図るとともに、街頭検査・立入検査や指定整備事業者に対する指導・監督体制の強化等により**不正改造や不正車検の撲滅**を推進。
- ・**タクシー運転者の質の確保・向上**により、安全・安心なタクシーサービスの提供を促進するため、タクシー運転者の要件に一定の講習の受講等を追加するとともに、運転者登録制度を見直した上でその対象地域を拡大。 **別27**
- ・交通事故による遷延性意識障害者（いわゆる植物状態）の治療を行う「**療護センター**」の**空白地域解消**のため、その機能の一般病院への委託等を行い、重度後遺障害者の専門的治療・看護の機会の確保を図るなど、被害者救済対策を充実化。

沿岸域における海上保安体制の充実強化

別28

- ・テロ対策、領海警備等の業務需要増加の中で必要な沿岸域対応勢力を確保するため、**巡視艇にクルー交代制を導入**し、24時間即応体制を強化することで、沿岸域での事件・事故発生時における**現場到着時間を最大1時間以上短縮**。
- ・118番緊急通報、AIS（船舶自動識別装置）等を活用した「**海上保安業務システム**」を整備し、海難発生場所の特定にかかる時間を最大で3時間短縮。
- ・AISを活用した**次世代型航行支援システム**を平成20年度までに全国に整備し、沿岸海域等において船舶動静情報をリアルタイムに把握することで、的確な安全情報の提供等を効果的に実施。

安全・安心基盤の確立（2）

我が国は、位置、地形、地質、気象等の国土・自然条件から、地震・台風、集中豪雨等の自然災害に対して極めて脆弱。近年、集中豪雨による災害が多発し、大規模地震の発生が危惧される中、ハード・ソフト一体となった災害対策による国民の生命・財産の保護が急務。

ハード・ソフト一体となった災害対策の推進

豪雨災害対策の総合的な推進

- 流域の遊水機能の保全（氾濫が予定される区域における盛土の規制等）や二線堤（氾濫区域とその他の区域とを区切る堤防）の整備等、**連続堤防の整備に代わる手法**により**住宅等を優先的に防御**するための制度を創設。**別29**
- 河川及び下水道の貯留機能施設をネットワーク化し、一体的に運用することにより、効率的に都市浸水被害を軽減。
- 浸水被害が頻発する市街地等において、**下水道、道路、公園等の貯留浸透施設を一体的かつ計画的に整備**する仕組みを新たに構築し、早急かつ効率的に浸水被害を軽減。また、ハザードマップを活用し、洪水時においても浸水せず救援活動を支える道路（救援ルート）を表示したマップ、浸水回避に配慮した道路を整備。
- 河川のボトルネック箇所のうち、5年以内で緊急的に改修を行うべきものにつき重点的に推進し、床上浸水被害を早期に解消。
- 台風予想位置等の**3時間刻みでの提供**（現在12時間刻み）を開始するとともに、**土砂災害警戒情報の提供**を全国で展開。
- 市町村長が円滑に避難勧告等を発令し、それを受けて住民が適確に避難できるように、水位情報等の名称、発表タイミングや、大雨・洪水警報等の発表基準を見直すとともに、土砂災害に対する情報伝達及び避難に係るガイドラインを作成。
- 大規模な水害・土砂災害が発生した際の被害低減のため、**緊急復旧等の技術的支援**や今後の類似災害防止のための調査を行うための**緊急専門家派遣制度**を創設する等、危機管理体制を強化。

地震、津波・高潮対策の重点的・計画的な推進

- 地震により崩壊した場合の**被害の程度が大きい急傾斜地**について、崩壊対策を重点的かつ計画的に実施し、対象箇所の**保全対策を概ね10年以内に完了**。
- 耐震補強3箇年プログラムに基づき、平成19年度に、**高速道路の橋梁約2,000橋脚、一般道の橋梁約1,000橋の耐震補強対策**を実施。
- 新幹線の高架橋柱**について、平成19年度中に**耐震補強を概ね完了**。
- 港湾、海岸保全施設、下水道、拠点空港、鉄道駅等のうち、**概ね5年以内で緊急的に講じるべき箇所の耐震化**を重点的に推進し、早期に、震災・高潮等の災害時の国民の安全と交通ネットワークを確保。
- 港湾局と気象庁等の連携により、GPS波浪計をネットワーク化した**沖合波浪観測システム**を構築し、津波到達の数分から10分程度前の観測を可能化。
- 緊急地震速報の提供を開始**し、列車の緊急停止による危険回避、エレベーター制御による閉じ込め事故防止等を可能とするとともに、津波予報を高精度化し、地震・津波被害を軽減。**別30**
- 既存分譲マンション等の耐震改修**を促進するための支援策を拡充。
- ゼロメートル地帯等における緊急高潮対策**を応急対策計画に基づき、重点的に実施。
- 帰宅困難者対策として、**ターミナル駅周辺等の都市公園の防災機能**を重点的に強化。

災害に係る情報提供・広報の積極的推進

災害・事故時の防災情報

- 防災用語を、とるべき行動や具体的な状況を示す語句や危険度のレベルが明確な語句、一般的に使用されている用語、表現、耳で聞いてわかりやすい用語等へ改善。
- 道路の通行規制、航空の欠航・遅延、鉄道の運行再開、エレベーターの閉じ込めからの救出について、**見通し情報の提供を推進**。
- 陸・海・空の公共交通機関の**モード横断的な運行障害情報を一元的に収集・提供**する体制を確立。
- 被災地のエンドユーザー（地方公共団体、国民）に対し、光ファイバに接続された自治体の拡大等の**ダイレクトな提供手段の充実及び伝達ルートの多重化**、エレベーター保守会社への連絡手段の多様化、利用者への音声案内・文字情報表示等を推進。

平時における広報活動

- 水害・土砂災害や地震に起因する災害が発生した場合の被害状況や避難場所等を示す**ハザードマップの整備を促進**するとともに、各種ハザードマップの**一元的提供などによる総合化**を推進。（洪水ハザードマップ；約440市町村（H17末） 約1,500市町村（H21末））

雪に強い地域づくり

- 平成18年豪雪を受けて、本年度に**豪雪地帯対策基本計画の見直し**、道路、鉄道、港湾及び空港にわたる交通基盤の整備を推進するとともに、雪対策に関する市町村の総合的な計画の策定を促進。
- 冬期でも**集落の孤立が生じないための道路の雪寒対策**（スノーシェッドや雪崩防止柵の設置等）に加え、道路管理者等からなる情報連絡本部の設置等により**除雪、防雪体制を再構築**。
- 下水道を活用した**消融雪施設等の整備**により雪処理の効率化を図るとともに、地域外からの雪処理の協力者の受入れ体制の構築により、**雪処理の多様な担い手を確保**。

大規模地震時等における事業継続の確保への取組

- 首都直下地震が起こった場合に国土交通省の応急対策業務等を継続させるための課題等を精査し、**国土交通省業務継続計画（BCP：Business Continuity Plan）**を作成するとともに、非常時における首都に存する中枢的な国家機関の機能を確保するため、各施設管理者に対し技術支援等を実施。

密集市街地対策の強化（再掲）

柔軟で豊かな生活環境の創造

少子高齢化の急速な進展、人口減少社会の到来を踏まえ、子どもや高齢者等がのびのびと暮らせる柔軟で豊かな生活環境を創造。

少子化社会の子育て環境づくり（「巣づくり支援」）別31

新婚・子育て世帯に適した住宅確保の支援

- ・現行の各種公的賃貸住宅制度を再編して創設する地域優良賃貸住宅制度(仮称)において、**家賃減額助成により子育て世帯に対して支援**。
- ・**結婚や子供の成長にあわせて間取りを変更でき、かつ長寿命の住宅の取得及び供給を住宅金融支援機構(住宅金融公庫)の証券化ローンの金利優遇や建設費補助により支援**。
- ・**高齢者が所有する戸建て住宅等を、新婚・子育て世帯等へ賃貸**することを円滑化する制度を活用し、子育てしやすい住宅の供給を促進。

子どもがのびのびと安全に成長できる環境づくり

- ・子どもたちが身近な自然に触れ合い、自由に遊べる**都市公園、みなと、水辺、海辺などの交流空間の整備や緑地の保全・創出、イベント等の促進**。
- ・通学路等においてネットワーク化されていない歩道等の整備状況を把握し、**安全・安心な歩行空間ネットワークを形成するため、重点的な歩道整備等を推進**。
- ・道路・公園等の公共施設や住宅の構造等について、**犯罪防止に配慮した設計による整備等を推進するとともに、地域の関係者が連携して安全・安心な市街地を形成するための体制づくりをモデル的に行い、安全・安心まちづくりの指針を策定**。
- ・登下校時の安全確保のため、**地域の路線バスをスクールバスとして活用する取組**について、地域の関係者と連携しつつ、その円滑な導入と普及を促進。

育児しながら働くための支援

- ・ITを活用して、育児しながら働くための**テレワークの普及**を促進。
- ・タクシー運転者の幼児・児童への接遇向上のための教育体制の整備を通じ、タクシーによる保育所等への**育児支援輸送サービスの普及・定着**を推進。

バリアフリー新法に基づく総合的バリアフリー化の推進 別32

- ・本年中に、平成22年までのバリアフリー化目標等を定めた「**移動等円滑化の促進に関する基本方針**」を策定・公表し、各分野における目標達成に向けた取組を加速。
- ・全国バリアフリー会議及び地域連絡会議の開催やバリアフリーを巡る紛争の解決に係る知識・情報の共有により、**スパイラルアップのための体制を確立**。
- ・共同配車センターの設置、計画的な福祉車両の導入及び配車を行う人材の育成等に対する支援により**福祉輸送の普及**を推進。
- ・重点的にバリアフリー化を実施する地区において整備状況を把握し、**重点的な歩道のバリアフリー化**を実施。

公的賃貸住宅制度の再編等による住生活の安定 別33

- ・真に住宅に困窮している者に公平かつ的確に供給する観点から、**公営住宅の入居収入基準**について、**現在の国民所得水準等を踏まえた適正な水準に見直し、入居階層を適正化**。
- ・現行の各種公的賃貸住宅制度を再編し、既存ストックを最大限活用しながら、地域の必要とする住宅セーフティネットを効率的かつ的確に確保する新たな枠組み(**地域優良賃貸住宅制度(仮称)**)を創設。
- ・**子育て世帯、高齢者等**の入居を受け入れる**民間賃貸住宅の登録制度**を創設し、物件情報の提供等を行うことにより円滑な入居を支援。
- ・住宅金融支援機構の**証券化支援事業の対象住宅ローンの拡大**等を通じ、長期固定金利住宅ローンの安定的供給のための支援を推進。

環境対策の高度化

地球温暖化対策

- ・屋上緑化、地域冷暖房、建築物の配置の誘導等の複数の事業を組み合わせたモデル事業を実施し、**総合的なヒートアイランド対策**の手法を確立。
- ・我が国建設業によるCDM(クリーン開発メカニズム)を活用した**新規の温室効果ガス削減プロジェクトの形成**を促進。
- ・中小企業によるCNG車等の**低公害車導入の促進**やEMS(エコドライブ管理システム)の**全面導入**に向けたEMS普及事業を推進するほか、DME自動車等、次世代低公害自動車の開発・実用化に向けた公道試験、排出ガス検査の高度化等を実施。
- ・船舶のNOx規制の大幅強化に対応可能な**環境にやさしい船用エンジン**を平成23年度までに**実用化**するため、官民連携の下、研究開発事業に着手。
- ・温室効果ガスの観測機能を強化した観測施設の整備等を進め、**高精度の温室効果ガス監視情報を提供**することにより、効果的な温暖化対策の実施に貢献。

循環型社会の構築

- ・海岸管理者の別なく、全ての海岸保全区域を対象に、**大規模漂着ゴミの処理費用**について、**地方公共団体へ補助**すること等により、漂着ゴミ対策を推進。別34
- ・より有効な技術の検討・評価を行うとともに、関係機関による事業連携のアクションプログラムを策定するなどにより、**山地から海岸までの一貫した総合的な土砂管理**に関する取組を推進。
- ・干潟・浅場の造成及び深掘跡の埋戻し等の自然再生事業を推進する上で必要となる、**広域的な浚渫土砂の需給調整・品質調整手法**を確立するための実証実験を実施。
- ・港湾における大水深ターミナルの整備等により発生する大量の浚渫土砂を適正に処理するため、廃棄物埋立護岸の補助率を適正化して国の関与を強化することにより、**海面処分場を計画的に確保**。
- ・**コンクリートによる単調な川づくりの原則禁止**、水質の悪い河川・湖沼における水質改善等、生物生息環境に配慮した川づくりを全国的に展開。
- ・家畜排せつ物等から産出される**バイオガス**をトラクタ等輸送機関の燃料等として多角的に利用する「**エネルギー地産地消**」の**地域モデル**を新たに構築するとともに、下水処理場においてバイオマス汚泥燃料として有効活用。

「新・成熟社会」形成に向けた政策プラットフォーム

成熟期を迎えつつも発展し続ける「新・成熟社会」の形成に向け、新たな将来ビジョンの下、省庁横断的な政策課題に主導的に取り組む。

国土・社会資本の将来ビジョンの策定

国土形成計画等の策定の推進 別35

- 成熟社会にふさわしい国土のビジョンを示す国土形成計画(全国計画)等を策定(平成19年中頃を目途に閣議決定予定)。
- 全国計画の策定を受け、広域地方計画協議会等を通じ、国と地方が連携・協力しつつ、広域地方計画を決定(全国計画策定の1年後)。

次期社会資本整備重点計画の策定の推進

- 国土形成計画において示される中長期的な国土の姿を念頭に置きつつ、社会資本整備について、国民が身近な変化・改善を感じられるよう工夫を図りつつ(施設横断的・地方ブロック別の目標・指標等)、次期社会資本整備重点計画を策定(平成20年中頃)。

「国土交通省海洋・沿岸域政策大綱」の推進

- 平成21年5月までに我が国の大陸棚の限界に関する情報を国際連合の委員会に提出するため、大陸棚海域における海洋調査を完了させ、解析作業を推進。別36
- 海上保安庁の巡視船艇・航空機について、高速化・搜索監視能力向上等の高性能化を図りつつ、2010年代の出来るだけ早い時期に刷新を完了させることで、我が国の領海、排他的経済水域等に係る海洋権益を保全。別36
- 海洋に賦在している膨大な未活用の空間及び多様なエネルギーの利活用を推進するため、外洋上プラットフォーム及び天然ガスハイドレート(NGH)輸送船の実用化に向けて研究開発事業を推進。

国土交通関連産業の海外展開の支援

- 道路、河川、下水道、住宅・建築物、港湾・空港、都市鉄道、自動車分野等、発展途上国における防災・環境・安全・省エネルギー・都市問題対策に資する技術協力を重点的に推進。
- 鉄道事業者へのインセンティブ付与やリスクヘッジの方策等を構築するとともに、専門家派遣、セミナー開催、政府レベルでの働きかけ等により、官民一体となりトータルな我が国鉄道システムの海外での導入を促進。
- 国際市場に対応できる人材育成の支援や閣僚等によるトップセールスによる売り込み、官民協働によるインフラの整備から維持管理・運営までの事業パッケージの構築等により、建設業の海外展開を支援。

公共工事の品質確保や入札契約の適正化

公共工事の品質確保への監督・検査体制等の強化

- 総合評価方式の更なる拡充や、設計業務の受注者以外の第三者によるチェックの導入及びIT技術を活用した連続的な現場の監督・検査体制の強化により、公共工事の品質を確保。

入札ボンド制度の導入 別37

- 一般競争方式の拡大と総合評価方式の拡充を図るための条件整備の一環として、金融機関等が入札前に建設業者の履行能力を審査し与信する入札ボンド制度を導入。

戦略的な施設管理手法の確立

- 新設の段階から、適切な維持管理によるライフサイクルコストの縮減を図りつつ、施設の延命化を図る仕組みについて、所管施設横断的に検討。
- 地方公共団体が管理する道路や下水道施設のストックの健全度を把握するとともに、道路や下水道施設の予防保全や延命化等を行い、施設の安全性の確保やトータルコスト最小化に向けた戦略的な施設管理手法を確立。
- 既存の施設を有効活用しながら、官庁施設のストック全体としての質が最適となるよう、総合的に企画・管理し、活用する「ファシリティマネジメント」の手法を導入。

IT技術を活用した国土形成

地理空間情報の高度な活用の推進 別38

- 官民間問わず自由に使用できる基盤地図情報(電子地図の基準となる共通白地図)について、技術基準等を策定し、積極的に整備を推進。
- 基盤地図情報をはじめとした地理空間情報の円滑な流通・活用を促進するため、ワンストップサービス早期実現等のための環境整備。

IT技術を活用した国土交通関連サービスの高度化

- 先進的なIT技術を活用して、インフラの持つ機能を最大限に発揮させたり、維持管理方策を効率化するとともに、公共交通の活性化や観光振興等、国土交通関連サービスの高度化を進めるための方策を横断的に検討。